

(案)

# 河川水質環境基準に係る類型指定について

(報告)

平成21年3月

大阪府環境審議会水質環境基準部会

## 目次

1 .	はじめに	1
2 .	BOD等5項目に係る類型の改定について	2
2-1	BOD等5項目の環境基準と類型指定状況	2
2-2	BOD等5項目の環境基準達成状況	2
(1)	BODの環境基準達成状況	2
(2)	pHの環境基準達成状況	2
(3)	DOの環境基準達成状況	3
(4)	SSの環境基準達成状況	4
(5)	大腸菌群数の環境基準達成状況	5
2-3	府内河川の概要と利用状況等	5
2-4	BOD等5項目の類型改定の基本的な考え方	19
2-5	BOD等5項目の類型改定検討結果	23
3 .	水生生物の保全に関する項目の類型指定について	28
3-1	水生生物の保全に関する項目について	28
(1)	水生生物の保全に関する項目の環境基準について	28
(2)	水生生物の保全に関する項目に係る類型の当てはめ状況等	29
3-2	府内河川の水質等の状況	29
(1)	全垂鉛濃度の測定結果	29
(2)	河川水温の測定結果	30
(3)	大阪府内河川に生息している魚類について	30
3-3	水生生物の保全に関する項目の類型指定の基本的な考え方	31
3-4	水生生物の保全に関する項目の類型指定検討結果	31
4 .	まとめ	33

## 資 料

1	河川の水質環境基準（生活環境項目）の類型指定状況	・・・	資 1
2	河川水質環境基準に係る類型指定・改定の経緯	・・・	資 2
3	河川のBOD環境基準達成状況	・・・	資 3
4	河川水質（pH、DO）調査結果（平成19年度）	・・・	資 4
5	河川水質（BOD、大腸菌群数）調査結果（平成19年度）	・・・	資 6
6	中央環境審議会水環境部会（H14.5.17）議事概要	・・・	資 8
7	大腸菌群数に係る環境基準超過事例について	・・・	資 9
8	河川水質（全亜鉛）調査結果概要（平成19年度）	・・・	資 11
9	大阪府内河川の水温	・・・	資 12
10	大阪府内に生息している魚類	・・・	資 14
11	水生生物の保全に関する項目に係る【生物A】の指定 についての検討結果	・・・	資 16

## 参 考

1	河川の水質環境基準（生活環境の保全に関する項目）	・・・	参 1
2	BOD年平均値の経年変化	・・・	参 2
3	BOD75%値の経年変化	・・・	参 8
4	審議経過	・・・	参 11
5	水質環境基準部会委員	・・・	参 12
6	河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）（写）	・・・	参 13



## 1. はじめに

河川水質の環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき設定されており、その達成・維持が水質保全行政の目標となるものである。

水質汚濁に係る環境基準については、大きく人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）の2つがある。

健康項目については、カドミウム、鉛等の26項目が、河川や湖、海など全ての公共用水域について全国一律に環境基準が設定されている。

一方、生活環境項目については、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育・生息環境を含む生活環境を保全するため、河川、湖沼及び海域の利用目的に対応して複数の類型が設けられ、類型ごとに環境基準値が定められている。

各水域の類型については、2以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が指定することとされており、大阪府域の場合、府県をまたがる4河川（淀川、神崎川、猪名川、大和川）については環境大臣が、それ以外の河川については大阪府知事が類型を指定している。

生活環境項目のうち、BOD、pH、DO、SS、大腸菌群数（BOD等5項目）の類型については、昭和45年に国が26水域について指定を行って以来、各水域の利用目的や水質等の変化に応じて適宜、追加指定や改定が行われている。

また、生活環境項目に、水生生物の保全に関する項目が、平成15年11月に新たに追加設定され、全亜鉛について基準値が設定されている。

大阪府においては、BOD等5項目について、平成15年5月の類型改定以降5年を経過し、各河川の水質などの状況も変化していると考えられること、水生生物の保全に関する項目についても水質の状況等の把握が行われてきていることから、類型の改定、指定について平成20年11月に大阪府環境審議会に対し諮問を行った。

本「水質環境基準部会」は同審議会に設置され、本件について専門的見地からの検討を付託されたところである。本部会では、3回の会議を持ち検討を進めてきた。ここにその検討結果を部会報告書としてとりまとめる。

## 2 . B O D 等 5 項目に係る類型の改定について

### 2 - 1 B O D 等 5 項目の環境基準と類型指定状況

B O D 等 5 項目の河川水質環境基準については、水道、水産、農業用水など利用目的の適応性に対応して A A 及び A ~ E の 6 つの類型が設定されており、大阪府域では、昭和 45 年以降、順次、類型の当てはめや改定が行われてきた。現在、淀川、神崎川、猪名川及び大和川の 4 河川・7 水域について環境大臣が、その他の 69 河川・73 水域については大阪府知事が、個々の水域の利用目的や水質汚濁の状況等に応じて A ~ E の類型を指定している（計 73 河川・80 水域）。大阪府内河川の類型別の内訳は、A 類型 22 水域、B 類型 27 水域、C 類型 14 水域、D 類型 10 水域、E 類型 7 水域となっている。（資料 1、資料 2）

### 2 - 2 B O D 等 5 項目の環境基準達成状況について

#### （ 1 ） B O D の環境基準達成状況

B O D の環境基準値は、A A 類型：1 mg/L 以下、A 類型：2 mg/L 以下、B 類型：3 mg/L 以下、C 類型：5 mg/L 以下、D 類型：8 mg/L 以下、E 類型：10 mg/L 以下となっている。

大阪府の公共用水域水質調査では、6 時間間隔で 4 回試料を採取し、混合試料について B O D の測定を行っている。類型指定された水域における B O D の環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点における日間平均値の年間 75% 値が当該水域にあてはめられた類型の環境基準に適している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

過去 5 年間の B O D の環境基準達成状況を資料 3 に示す。平成 19 年度は、府内 80 水域のうち環境基準を達成した水域は 58 水域（環境基準達成率：72.5%）で、類型別にみると A 類型が 22 水域中 19 水域（86.4%）、B 類型が 27 水域中 18 水域（66.7%）、C 類型が 14 水域中 11 水域（78.6%）、D 類型が 10 水域中 4 水域（40.0%）、E 類型が 7 水域中 6 水域（85.7%）となっている。

#### （ 2 ） p H の環境基準達成状況

p H の環境基準値は、A A ~ C 類型が 6.5 以上 8.5 以下、D、E 類型が 6.0 以上 8.5 以下と定められている。

大阪府の公共用水域水質調査では、6時間間隔で4回試料を採取し、個々の試料についてpHの測定を行っている。

平成19年度は、調査を行った3,827検体のうち299検体がpHの環境基準に不適合であった(不適合割合8%)。環境基準点94地点中、1回以上環境基準の不適合があったのは、39地点であった。

不適合状況を類型別にみると、A・B類型の河川における不適合が大半を占めている。

不適合状況を水系別にみると、淀川水系、神崎川水系、大和川水系で環境基準の不適合が多くみられる一方で、寝屋川水系及び大阪市内河川における不適合はほとんどみられない。

基準値の不適合は、いずれもpHが8.5を超えたことによるものであること、水質の良好なA・B類型が大半であるとともに水深が比較的浅いこと、基準値を超過する際にはDOの値が高い傾向が顕著にみられることなどから、光合成による影響が大きいものと考えられる。(資料4)

### (3) DOの環境基準達成状況

DOの環境基準値は、AA、A類型が7.5mg/L以上、B、C類型が5mg/L以上、D、E類型が2mg/L以上である。

大阪府の公共用水域水質調査では、6時間間隔で4回試料を採取し、午後3時に最も近い採取時の試料についてDOの測定を行っている。

平成19年度は、調査を行った1,112検体のうち45検体でDOの環境基準値を下回っていた(不適合割合4%)。淀川、神崎川、大和川水系では環境基準の不適合はなく、寝屋川水系、大阪市内河川、泉州諸河川で環境基準値を下回る値がみられた。類型別にみると、E類型の河川水域のみ環境基準の不適合はみられなかった。

D O の環境基準不適合状況【水系別】 (平成 19 年度)

水系	不適合検体数 / 調査検体数 (%)	不適合地点数 / 環境基準点数 (%)
淀川水系	0 / 164 (0%)	0 / 15 (0%)
神崎川水系	0 / 240 (0%)	0 / 20 (0%)
寝屋川水系	6 / 108 (6%)	4 / 9 (44%)
大阪市内河川	21 / 144 (15%)	11 / 12 (92%)
大和川水系	0 / 168 (0%)	0 / 14 (0%)
泉州諸河川	18 / 288 (6%)	7 / 24 (29%)
計	45 / 1112 (4%)	22 / 94 (23%)

環境基準点については、年に 1 回でも基準不適合があれば不適合と評価した。

D O の環境基準不適合状況【類型別】 (平成 19 年度)

類型	不適合検体数 / 調査検体数 (%)	不適合地点数 / 環境基準点数 (%)
A	18 / 264 (7%)	7 / 22 (32%)
B	5 / 428 (1%)	4 / 37 (11%)
C	16 / 180 (9%)	7 / 15 (47%)
D	6 / 156 (4%)	4 / 13 (31%)
E	0 / 84 (0%)	0 / 7 (0%)
計	45 / 1112 (4%)	22 / 94 (23%)

環境基準点については、年に 1 回でも基準不適合があれば不適合と評価した。

(4) S S の環境基準達成状況

S S の環境基準値は、A A ~ B 類型で 25mg/L 以下、C 類型で 50mg/L 以下、D 類型で 100mg/L 以下、E 類型では「ごみ等の浮遊が認められないこと」となっている。

大阪府の公共用水域水質調査では、6 時間間隔で 4 回試料を採取し、混合試料について S S の測定を行っている。

平成 19 年度は、大津川上流 (B 類型) 及び櫛井川上流 (B 類型) の 2 地点 (3 検体) で、S S の環境基準値の超過がみられた。

過去 5 年間に環境基準の超過があった地点の状況は以下のとおりで、A 類型又は B 類型の地点での超過が大半を占めている。

平成 19 年度 : 2 地点 (B 類型 2 地点)

平成 18 年度 : 5 地点 (A 類型 2 地点、B 類型 3 地点)

平成 17 年度 : 5 地点 (A 類型 1 地点、B 類型 4 地点)



平成 16 年度：3 地点（B 類型 3 地点）

平成 15 年度：7 地点（A 類型 4 地点、B 類型 2 地点、C 類型 1 地点）

#### （5）大腸菌群数の環境基準達成状況

大腸菌群数の環境基準値は、A A 類型が 50MPN/100mL 以下、A 類型が 1,000MPN/100mL 以下、B 類型が 5,000MPN/100mL 以下であり、C ~ E 類型では設定されていない。

大阪府の公共用水域水質調査では、6 時間間隔で 4 回試料を採取し、午後 3 時に最も近い採取時の試料について、大腸菌群数の測定を行っている。

平成 19 年度は、大腸菌群数の測定を行っている A、B 類型のほとんどの地点で環境基準値を超過する値がみられた（西除川 狭山池流出端（B 類型）のみ超過なし）。（資料 5）

大腸菌群数については、中央環境審議会においても指標としての意義や適切な対策について議論があり、環境省においても基準の見直しも含めた検討が行われているが、具体的な考え方や対応案は示されていない。（資料 6）

BOD と大腸菌群数の個々のデータ間には直接的な相関は見られないものの、大腸菌群数についても下水道整備を中心とした生活排水対策の進捗によると考えられる改善傾向がみられる。一方、人為的な有機物による汚濁負荷がもともと小さい水域については、大腸菌群数の改善が進みにくい状況にあるといえる。（資料 7）

### 2-3 府内河川の概要と利用状況等

現在、府域では計 80 水域について類型指定がされているが、淀川水系（9 水域）、神崎川水系（17 水域）、寝屋川水系（6 水域）、大阪市内河川（12 水域）、大和川水系（12 水域）、泉州諸河川（24 水域）の 6 水系に大別され、水系によって水質の状況や類型指定の状況が異なっている。

BOD 等 5 項目の類型改定の検討にあたっては、各水系の特性を考慮する必要があることから、各水系の概要、類型指定の経緯、利用状況の変化等をもとに各水域の“目指すべき類型”を整理し、現在の類型との比較を行うとともに、各水域の近年（H15～H19）の水質の状況の変化をとりまとめた。

各水系の概要は以下のとおりである。

## 【淀川水系】

淀川水系は、淀川本川の2水域（淀川下流(1)、淀川下流(2)）、淀川左岸側の3水域（船橋川、穂谷川、天野川）、淀川右岸側の4水域（檜尾川、芥川(1)、芥川(2)、水無瀬川）の9水域で、淀川本川の2水域を除く7水域が今回の検討対象である。

これらの7水域は、いずれも水道3級相当の上水道水源として利用されている淀川下流(1)の支川であることから、「B類型以上」が“目指すべき類型”と考えられる水域であり、既に全ての水域が既にB類型以上に指定されている。

淀川左岸側の船橋川、穂谷川、天野川（いずれもB類型）は、長期的には改善傾向がみられるものの、未達成の状況が続いている。

右岸側の檜尾川（B類型）は、最近4年間達成している。

芥川(1)、芥川(2)、水無瀬川の3水域は現在のA類型を達成しているなど、良好な水質が維持されている。

## 【神崎川水系】

神崎川水系は、神崎川とその支川7水域（安威川上流、安威川下流(1)、安威川下流(2)、安威川下流(3)、佐保川及び茨木川、大正川、勝尾寺川）、猪名川本川の2水域（猪名川上流、猪名川下流(2)）、猪名川の支川7水域（箕面川(1)、箕面川(2)、余野川、千里川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川）の計17水域で、神崎川、猪名川上流、猪名川下流(2)を除く14水域が今回の検討対象である。

このうち、神崎川の支川の7水域は、本川である神崎川がB類型に指定されていることから、「B類型以上」が“目指すべき類型”と考えられる水域であるが、安威川下流(3)については現在C類型となっている。（他の6水域は既にB類型以上となっている。）

安威川上流は、現在のA類型を達成しているなど、良好な水質が維持されている。

現在B類型の安威川下流(1)、安威川下流(2)、佐保川及び茨木川、大正川、勝尾寺川の5水域は、上位のA類型も達成している状況となっている。

安威川下流(3)は、現在C類型であるが、上位のB類型も概ね達成している状況となっている。

猪名川の支川の7水域は、既に全てA類型であり、これを達成しているなど、良好な水質が維持されている。

## 【寝屋川水系】

寝屋川水系は、寝屋川とその支川の恩智川、古川、第二寝屋川と第二寝屋川の支川の平野川及び平野川分水路の6水域で、寝屋川は、大阪市内で大川に合流する。

水系全体として、固有水量が少なく、低勾配であること、下流部は感潮域であることなどから、水質改善が進みにくい水域となっている。

寝屋川水系の6水域は、都市域を流下する水域であり、水質の状況等を踏まえて現在はD類型に指定されている。しかしながら、一部の水域では親水性に配慮した事業なども実施されているほか、全般的に身近な河川への注目度も高まってきていることなどから、水系全体として魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）が“目指すべき類型”と考えられる。

このうち、寝屋川の上流部（住道大橋より上流）については、淀川からの導水や渚水みらいセンターの高度処理水の導水が行われるなどにより、上位のC類型の達成が見込まれる状況にあり、親水性に配慮した事業も実施されている。

恩智川、古川については、長期的には改善傾向がみられるが、D類型を安定して達成しているとはいえない状況である。

第二寝屋川については、長期的には改善傾向がみられ、近年はD類型を安定して達成している。

平野川、平野川分水路については、安定した改善傾向はみられず、D類型を安定して達成しているとはいえない状況である。

## 【大阪市内河川】

大阪市内を縦横に流れる河川群で、12水域が類型指定されている。このうち、大川は淀川からの分流を受けている。土佐堀川は上流域の寝屋川の水質の影響を大きく受けている。

大阪市内河川は、全ての流域が都市域である河川であり、護岸等の河川の形態や利用目的からはC類型が適当と考えられる水域である。しかしながら、大阪市内河川の流域は既に下水道もほぼ100%整備されているほか、近年は水の回廊といわれる部分を中心として、都市域の潤いの場等としての注目度も高まっている。また、12水域のうち、大川等5水域については、既に、都市域の潤いの場としての利用に十分対応したB類型になっている。これらを考慮すると、現状においては

底質の状況や護岸など、親水性に乏しい状況にある区間もあるものの全水域ともB類型の達成・維持を目標とすることが望ましい。

既にB類型の5水域のうち、大川、道頓堀川、六軒家川、安治川については、安定して達成している状況である。

堂島川については、上流域の寝屋川水系の水質の影響もあり、現在のB類型を安定して達成しているとはいえないが、最近10年間のBOD年平均値は2～3mg/L程度で安定している。

現在C類型の7水域のうち、正蓮寺川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川の6水域については、上位のB類型も概ね達成している状況となっている。

土佐堀川は、上流域の寝屋川水系の水質の影響を大きく受けることから、現在のC類型は概ね達成しているものの、現状では上位のB類型の達成は見込みにくい状況となっている。

#### 【大和川水系】

大和川水系は、大和川本川の2水域（大和川中流、大和川下流）、大和川の支川である石川、東除川、西除川（西除川(1)、西除川(2)）と石川の支川である千早川、天見川、石見川、飛鳥川、梅川、佐備川の計12水域で、大和川本川の2水域を除く10水域が今回の検討対象である。

石川及び石川の支川の計7水域については、石川本川が「水産2級相当（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用）」に適應しているとされるB類型に指定されていることから、全ての水域がB類型以上が“目指すべき類型”と考えられるが、飛鳥川、佐備川の2水域は現在C類型となっている。（他の4水域は既にB類型以上となっている。）

この7水域のうち、千早川、石見川は、既にA類型でありこれを達成しているなど、良好な水質が維持されている。

石川については、B類型を達成、BODの年平均値も2mg/L程度で安定している。

天見川については、BODの年平均値は3～4mg/L程度と横ばいで、B類型は未達成の状況である。

梅川は、上位のA類型も達成している状況となっている。

飛鳥川は、BODの年平均値は5～6mg/L程度と横ばいで、C類型は未達成の状況である。

佐備川は、BODの年平均値は3 mg/L程度で安定しており、C類型は連続して達成しているが、現状では上位のB類型の達成は見込めない状況である。

東除川及び西除川は、都市域を流下する水域であり、現状の水質の状況等を踏まえ、東除川はC類型、西除川の上流部（西除川(1)）はB類型、西除川の下流部（西除川(2)）はD類型に指定されている。しかしながら、府民の身近な河川への関心を高めるためにも、全域が魚の生息に良好とされるC類型以上が“目指すべき類型”であると考えられる。

東除川については、既にC類型となっているが、長期的な改善傾向はみられるものの、未達成の状況である。

西除川(1)については、長期的な改善傾向がみられ、B類型を概ね達成している状況にある。

西除川(2)については、長期的な改善傾向はみられるものの、D類型は未達成の状況である。

#### 【泉州諸河川】

泉州諸河川については、石津川、大津川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川、番川、大川、東川、西川の13河川及びその支流の24水域について類型指定されている。

このうち、特に、津田川、見出川、佐野川など泉州中部の河川の流域は、他の地域と比べて下水道整備が遅れている。男里川以南の河川のうち、特に番川以南の4河川は流域人口も少ない。

泉州諸河川のうち、樫井川以北の河川は、いずれも中流・下流域が市街地化した河川であるが、他の流域と比べて生活排水対策の進捗が遅れているため、現状水質の状況等から上流部や支川を除き、現在はDまたはE類型に指定されている。しかしながら、これらの河川についても近年は、身近な河川としての注目度も高まりつつあることから、より良い水質を目指して、上流部及び支川はB類型以上、下流部は魚の生息に良好とされるC類型以上が“目指すべき類型”であると考えられる。

現在、E類型の7水域のうち、石津川、春木川、近木川下流の3水域については、長期的な改善傾向がみられ、既に上位のD類型の達成も見込まれる状況にある。

これに対して、津田川、佐野川、樫井川下流については、E類型は

概ね安定して達成しつつあるが、現状では上位のDタイプの達成が見込まれるまでには至っていない。

見出川については、Eタイプも達成していない状況である。

大津川下流については、Dタイプを安定して達成しているが、上位のCタイプの達成には至っていない。


石津川の支流である和田川については、Cタイプの達成には至っていない。

上流部または支川の水域である大津川上流、牛滝川、松尾川、槇尾川、父鬼川、近木川上流、櫻井川上流の7水域は、既にBタイプ以上となっているが、Aタイプの父鬼川を除き、現在の類型を達成していない状況である。


男里川以南の7水域は、既にAタイプに指定されており、そのうち、男里川及びその支川の金熊寺川、菟砥川、山中川の4水域については未達成の状況が続いているが、番川、大川、東川、西川の4水域はAタイプも達成し、BOD年平均値も1.5mg/L程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。

上述の内容の詳細について以下にとりまとめた。

各水域の概要 【淀川水系】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】				
			現在の類型	上位類型					達成状況	【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)			
淀川	淀川(国指定)	淀川下流(1)	B	ハ	淀川水系は、淀川本川の2水域(淀川下流(1)、淀川下流(2))、淀川左岸側の3支川・3水域(船橋川、穂谷川、天野川)、淀川右岸側の3支川・4水域(檜尾川、芥川(1)、芥川(2)、水無瀬川)からなる。	S45: 上水道水源(水道3級相当)であることからB類型に指定されている。	淀川下流(1)は、引き続き、上水道水源(水道3級相当)として利用されている。	(検討対象外)	H3以降、連続して達成	***	最近5年間は全て上位類型(A類型)も達成しているなど、良好な水質で安定している。		
		淀川下流(2)	C	イ		S45: 当時の水質を考慮してD類型に指定 H15: 水質が改善されたことを受けて、現状水質保全のためC類型に改定		(検討対象外)	最近5年間は全て達成	***	水質は概ね安定しているが、上位類型(B類型)の達成には至っていない。		
	淀川下流(1)の支川	船橋川	B	ハ	淀川下流(1)は、重要な上水道水源(水道3級相当)として古くから利用されている。	S50: 淀川下流(1)の支川4水域(船橋川、穂谷川、檜尾川、天野川)は、上水道水源として利用されている淀川下流(1)(B類型)の環境基準の達成・維持に支障を及ぼすことのないよう、淀川下流(1)と同じB類型に指定	多くの水域で農業用水としての利水があるほか、河川空間は、芝生公園や親水公園等の施設として利用されている。  芥川、水無瀬川では内水面漁業権が設定され、アユ及びマス類の放流・遊漁が行われている。  今後の自然巡迴路の整備、自然護岸の復元、水辺空間の保全と親水空間の創出などが検討されている。	淀川下流(1)の支川の7水域は、淀川下流(1)が水道3級相当の上水道水源として利用されていることから、B類型以上の達成・維持を目標とすることが適当な水域である。  	S50の類型指定以降、一度も達成していない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、7.7 7.3 5.7であり、最近5年間はやや改善の傾向がみられる。		
		穂谷川	B	ハ	淀川本川の2水域を除く6河川・7水域が今回の検討対象である。					過去15年間のBOD5年間平均値は、12 8.3 5.8であり、長期的には改善の傾向がみられる。			
		檜尾川	B	口						H15までは未達成が続いていたが、最近4年間(H16-H19)は連続して達成している	上位類型は、最近5年間で1回達成している程度である、	過去15年間のBOD5年間平均値は、9.3 4.6 2.3であり、特に最近10年間で大幅に改善されたが、上位類型(A類型)の達成には至っていない。	
		天野川	B	ハ						S50の類型指定以降、一度も達成していない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、10 7.1 4.0であり、長期的には改善の傾向がみられる。	
		芥川(1)	A	イ	S50: 芥川の上流部については、良好な水質(A類型相当)を維持するという観点から、A類型に指定					全ての水域が既にB類型以上であり、"目指すべき類型"に合致している。	連続して達成	***	BOD年平均値も1程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
		芥川(2)	A	イ	S50: 淀川下流(1)の支川である芥川の下流部については、上水道水源として利用されている淀川下流(1)(B類型)の環境基準の達成・維持に支障を及ぼすことのないよう、淀川下流(1)と同じB類型に指定 H15: その後の水質状況の変化(A類型達成)に対応して、良好な水質を保全するためA類型に改定								
		水無瀬川	A	イ	H4: 水質が良好(A類型相当)で、水辺環境の整備も行われており、都市生活におけるおおいの場となる河川であると考えられることから、現況水質を保全するためA類型に指定								

各水域の概要 【神崎川水系】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】		
									現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況	【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)
神崎川	神崎川の支川	神崎川	B	□	神崎川水系は、神崎川とその支川（安威川、茨木川、大正川、勝尾寺川、猪名川）及び猪名川の支川（箕面川、余野川、千里川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川）の計12河川・17水域からなる。  このうち、神崎川と猪名川を除く10河川・14水域が検討対象である。	S45：当時の水質を考慮してE類型に指定 H13：水質が改善されたことを受けて、現状水質保全のためB類型に改定	神崎川水系のうち、安威川、猪名川上流、箕面川(1)、余野川は、引き続き、上水道水源として利用されている。  農業用水及び工業用水としての利水があるほか、河川空間は、自転車道や多目的広場などの親水公園等の施設として利用されている。一庫・大路次川、田尻川では内水面漁業権が設定され、アユ及びマス類の放流・遊漁が行われている。  今後の景観及び親水性向上、生物の生息・生育環境の向上、自然環境の保全、田園風景との調和に配慮した整備、周辺景観と一体となった河川整備などが検討されている。	(検討対象外)  神崎川の支川の4河川・7水域は、神崎川がB類型に指定されていることから、B類型以上の達成・維持を目標とすることが適当な水域である。  	(最近4年間は連続して達成)	(最近4年間は連続して達成)	BOD年平均値も2程度で安定している。
		安威川上流	A	イ		S45：神崎川の支川である安威川の上流部は、上水道水源としての利用があったことから、A類型に指定			S63以降、20年連続して達成している。	(既にA類型に指定されている。)	BOD年平均値も1程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
		安威川下流(1)	B	イ		S45：安威川の下流部は(1)～(3)の3つの水域に区分し、水質の状況や利用状況等に応じて、それぞれ、B、D、E類型に指定 H4：安威川下流(2)は、水質が改善されたことを受けて、現状水質保全のためC類型に改定 H13：神崎川がB類型に改定されたこと、水質が改善されたことを受けて、安威川下流(1)及び下流(2)についてはB類型、下流(3)についてはC類型に改定			H8以降、12年連続して達成している。	最近5年間は全て達成している。	最近5年間は、BOD年平均値は1.5程度で安定し、上位類型(A類型)も達成している状況である。
		安威川下流(2)	B	□					H8以降、H12を除き達成している。	最近5年間は全て達成している。	過去15年間のBOD5年間平均値は、5.4 4.0 2.3であるなど、長期的には改善の傾向がみられる。また、最近5年間のBOD年平均値は2程度で、上位類型(B類型)も概ね達成している状況である。
		安威川下流(3)	C	イ					H14以降は連続して達成している、	最近5年間で3回達成している。	
		佐保川及び茨木川	B	イ		H4：当時の水質状況から、魚の生息に良好な水質を保全することを目標にC類型に指定 H13：神崎川がB類型に改定されたこと及び水質が改善されたことを受けて、B類型に改定(「茨木川」の指定水域に佐保川を加えることとし、水域名を「佐保川及び茨木川」とした。)			H9以降、11年連続して達成している。	最近5年間は全て達成している。	最近5年間は、BOD年平均値は1.5程度で安定し、また、上位類型(A類型)も達成している状況である。
		大正川	B	□					H14以降は連続して達成している。	最近4年間は連続して達成している。	最近5年間で上位類型の達成は2回であるが、BOD年平均値は2以下程度で安定しているなど、上位類型(A類型)も概ね達成が見込める状況である。
	勝尾寺川	B	□	H14以降は連続して達成している。	最近2年間は連続して達成している。						
	猪名川(国指定)	猪名川上流	B	ハ	S45：上水道水源としての利用のある上流部(箕面川合流点より上流)をB類型、下流部については水質保全を目的としてE類型に指定 H13：猪名川下流(2)について、水質保全のためD類型に改定	(検討対象外)	(連続して達成)	(連続して達成)	BOD年平均値も1程度で安定しており、上位類型(A類型)も達成している状況である。		
		猪名川下流(2)	D	イ		(検討対象外)	(達成しているとはいえない状況)	(達成しているとはいえない状況)	過去15年間のBOD5年間平均値は、10 7.6 7.6であり、特にここ10年程度はあまり改善されていない。		
	猪名川の支川	箕面川(1)	A	イ	S50：箕面川の上流部は、良好な上水道水源としての利用があったことからA類型に指定 S50：箕面川の下流部、余野川、千里川については、各水域の利用目的や現況水質をもとに、それぞれ、BまたはC類型に指定 H14：水質が改善されたことを受けて、現状水質保全のためA類型に改定 H14：良好な水質を維持することを目的にA類型に指定	猪名川上流の支川の6河川・7水域は、既に全てA類型に指定されている。	連続して達成している。	(既にA類型に指定されている。)	BOD年平均値も1程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。		
		箕面川(2)	A	イ							
		余野川	A	イ							
		千里川	A	イ							
		田尻川	A	イ							
		一庫・大路次川	A	イ							
	山辺川	A	イ								



各水域の概要 【寝屋川水系】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】						
			現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況					【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)						
寝屋川	寝屋川	寝屋川	D	八	<p>寝屋川水系は、寝屋川とその支川の恩智川、古川、第二寝屋川と第二寝屋川の支川の平野川及び平野川分水路の6水域で、寝屋川は、大阪市内で大川に合流する。</p> <p>水系全体として、固有水量が少なく、低勾配であること、下流部は感潮域であることから、水質改善が進みにくい。</p> <p>寝屋川には淀川からの導水がある。</p> <p>古くから治水対策が重要視されてきた地域で、護岸整備のほか、寝屋川や恩智川では治水緑地や多目的遊水池事業が実施されている。</p>	<p>S45: 寝屋川及び恩智川について、水質保全を目的としてE類型に指定 S50: 第二寝屋川及び平野川について、水質保全を目的としてE類型に指定 H4: 古川及び平野川分水路について、水質保全を目的としてE類型に指定 H15: 6水域とも、「国や大阪府及び関係機関が連携して水質改善に取り組むこととなっており、上位類型の達成が見込まれる」としてD類型に改定</p>	<p>寝屋川水系では農業用水及び工業用水としての利水があるが、河川空間としては、川とまちが高い堤防により分離され、河川を空間や景観として利用している場所は限られる。</p> <p>寝屋川の京阪寝屋川駅周辺では多自然川づくり事業が実施され、恩智川や第二寝屋川の上流部では川沿いの植樹や遊歩道が整備されるとともにアドトリバー活動が実施されているなど、全体的には都市域における身近な河川として注目度は高まりつつある。最下流部にあたる京橋口付近では、緑地を施した遊歩道や階段護岸等が整備され都心部のオアシスの存在として利用されているほか、水上バスも運行されており、大阪の観光ルートとなっている。</p> <p>今後の水景を生かしたゆとり・うるおいのある空間づくりや親水性の向上、都市を流れる河川のゆとり・安らぎ空間としての整備などが検討されている。</p>	<p><b>寝屋川水系の6河川・6水域は、都市域を流下する水域であり、水質の状況等を踏まえて現在はD類型に指定されている。しかしながら、寝屋川中流部等の一部の水域では親水性に配慮した事業なども実施されているほか、全般的に身近な河川への注目度も高まってきていることから、<b>魚の生息に良好とされる類型(C類型以上)の達成・維持を目標とすることが適当な水域</b>である。</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6水域とも現在はD類型であり、“目指すべき類型”にはなっていない。</p>	上流部(住道大橋より上流)については、H12以降8年連続して達成している、	上流部(住道大橋より上流)については、H16以降4年連続して達成している、	上流部は、最近4年間のBOD年平均値が豊島橋は2~3程度、住道大橋は3~4程度で、いずれの地点も上位類型(C類型)を達成している。				
									寝屋川の支川	恩智川	D	八	下流部(住道大橋より下流)については今津橋地点で未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	下流部の今津橋は、支川の水質や感潮域であることの影響もあり、最近5年間のBOD年平均値は10程度で、改善の程度が低い。
													最近5年間で3年(H16~H18)達成しているが、H19は未達成であるなど、安定して達成しているとはいえない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、19.10 5.9であり、長期的には改善の傾向がみられる。
	最近5年間で2年(H15~H16)達成しているが、H17以降は未達成であるなど、安定して達成しているとはいえない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、11 8.4 7.6であり、長期的には改善の傾向がみられる。												
	第二寝屋川の支川	平野川分水路	D	イ					H14以降、6年連続して達成している。	最近5年間で2年達成しているが、安定して達成しているとはいえない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、8.5 6.4 4.8であり、長期的には改善の傾向がみられるが、現状では上位類型(C類型)の達成は見込めない。				
									最近5年間で達成は1年(H18)のみであるなど、安定して達成しているとはいえない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、8.2 5.7 7.3であるなど、安定した改善傾向はみられない。平野川から分水している河川である。				
	第二寝屋川の支川	平野川	D	口					最近5年間で2年(H15、H19)達成しているが、H17以降は未達成であるなど、安定して達成しているとはいえない。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、12 7.2 7.3であるなど、安定した改善傾向はみられない。				

各水域の概要 【大阪市内河川】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】		
			現在の類型	上位類型					【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)	現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況
大阪市内河川	淀川から分流	大川	B	イ	大阪市内を縦横に流れる河川群で、12水域が類型指定されている。このうち、大川は淀川からの分流を受けている。土佐堀川は上流域の寝屋川の影響が大きい。	S45: 淀川からの分流河川である大川については、当時の水質の状況を保全することを目的にC類型に指定 H15: その後の水質改善と水辺環境の整備に対応して、B類型に改定	大阪市内河川は、利水はなく、水上交通として水上バス、渡船が運行している。河川空間は、治水対策により親水性に乏しい河川であったが、近年では、かつての"水の都"の再生に向けた社会的ニーズ、気運が高まり、大阪を代表する集客拠点が河川の沿岸にできるなど大都市の中の潤いの場等として注目度が高まっている。  人々が川に近づけるよう、川とまちが一体となった潤いある河川環境の創出・保全、水上交通の活性化による水辺のネットワーク強化や水都として魅力ある水辺景観の創造などが検討されている。	<p><b>大阪市内河川は、全ての流域が都市域である河川であり、護岸等の河川の形態や利用目的からは類型が適当と考えられる水域である。しかしながら、大阪市内河川の流域は既に下水道もほぼ100%整備されているほか、近年は水の回廊といわれる部分を中心として、都市域の潤いの場等としての注目度も高まっている。また、12水域のうち、大川等5水域については、既に、都市域の潤いの場としての利用に十分対応したB類型になっている。これらを考慮すると、現状においては底質や護岸など、親水性には乏しい状況にある区間もあるものの<b>全水域ともB類型の達成・維持を目標とすることが確実しい。</b></b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>12水域中、土佐堀川等7水域は現在C類型である。他の5水域は既にB類型となっている。</p>	H1以降、19年連続して達成している。	淀川の水質改善により近年は上位類型も達成している状況である。	BOD年平均値は1.5程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
	大川・寝屋川の下流	堂島川	B	イ		S45: 大川の下流にあたる堂島川は、当時の水質の状況を保全することを目的にD類型に指定 H15: その後の水質改善に対応して、B類型に改定			最近5年間で2回(H16、H19)達成している。	現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、4.0 2.6 2.5であり、ここ10年程度は年平均値2~3程度で安定している。
		土佐堀川	C	ハ		S45: 当時の水質の状況を保全することを目的にE類型に指定 H4: その後の水質改善に対応してC類型に改定			5年中、3回達成	上流部の寝屋川の影響を受けるため、現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、5.5 3.6 4.0であり、ここ10年程度は年平均値4程度となっている。
		東横堀川の下流	道頓堀川	B	ハ	S45: 当時の水質の状況を保全することを目的にE類型に指定 H4: その後の水質改善や水辺環境の整備に対応してC類型に改定 H15: その後の水質改善や水辺環境の整備に対応してB類型に改定			最近5年間は全て達成している。	最近5年間で2回(H16、H19)達成している。	BOD年平均値は2程度で安定している。
		から軒家流川	正蓮寺川	C	イ	S45: 当時の水質の状況を保全することを目的にE類型に指定 H4: その後の水質改善に対応してC類型に改定			最近5年間は全て達成している。	最近5年間は全て上位類型(B類型)も達成している。	BOD年平均値は2程度で安定している。また、最近5年間は上位類型(B類型)も達成している。
		淀川から	六軒家川	B	イ	S45: 当時の水質の状況を保全することを目的にE類型に指定 H4: その後の水質改善や水辺環境の整備に対応してC類型に改定 H15: その後の水質改善や水辺環境の整備に対応してB類型に改定			H9以降、連続して達成している。	最近5年間で3回(H16、H18、H19)達成している。	BOD年平均値は1.5程度で安定している。
		と尻無続川	安治川	B	イ	S45: 当時の水質の状況を保全することを目的にE類型に指定 H4: その後の水質改善に対応してC類型に改定			S50以降、連続して達成している。	連続して達成している。	
		道頓堀川の下流	尻無川	C	イ				H2以降、連続して達成している。	連続して達成	
			木津川	C	イ				S54以降、連続して達成している。	最近5年間で4回達成している。	BOD年平均値も2程度で安定している。また、最近5年間は、上位類型(B類型)も達成または概ね達成している。
		木津川	木津川運河	C	イ				S52以降、連続して達成している。	最近5年間で4回達成している。	
		木津川の支流	住吉川	C	ハ				H12以降、連続して達成している。	最近5年間で3回達成している。	BOD年平均値は3程度で安定している。また、最近5年間は、上位類型(B類型)も概ね達成が見込める状況にある。
			東横堀川	C	イ	H15: 水質の保全を目的にC類型に指定			H13以降、連続して達成している。	最近5年間で4回達成している。	BOD年平均値は2.5程度で安定している。また、最近5年間は、上位類型(B類型)も概ね達成している。

各水域の概要 【大和川水系】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】		
			現在の類型	上位類型					現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況	【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)
大和川	大和川 の支流 中	石川	B	ハ	大和川水系は、大和川の支流である石川、東除川、西除川と石川の支流である千早川、天見川、石見川、飛鳥川、梅川、佐備川の計10河川・12水域からなる。  石川は、一部（飛鳥川）を除き、支流も含め比較的良好的な水質となっているのに対して、東除川及び西除川は良好とはいえない状況にある。	S45：上水道水源の上流域にあることからB類型に指定	大和川水系は、古くから農業用水としての利水があり、河川空間は、自転車道や多目的広場などの親水公園等の施設、遊歩道の整備により散歩道として利用されている。 (大和川の堺市浅香山取水口での上水道水源取水はS53.12に停止された。)  今後の水辺環境の保全と親水空間の創出などの河川整備などが検討されている。	<b>石川及び石川の支流の計7水域については、石川が「水産2級相当（サケ科魚類及びアユ等貧酸素水域の水産生物用）」に適用していることとされるB類型に指定されていることから、全ての水域がB類型以上の達成・維持を目標とすることが適当な水域である。</b>  	H14以降は連続して達成している。	H19のみ上位類型も達成している。	BOD年平均値は2程度で安定している。
		千早川	A	イ		S50：上水道水源の上流域にあることからB類型に指定 H15：その後の水質状況に対応してA類型に改定			S63以降、連続して達成している。	(既にA類型に指定されている。)	BOD年平均値は1程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
		天見川	B	イ		H4：石見川は、上水道水源としての利用があることと良好な水質の保全を目的としてA類型に指定。また、石見川の下流に位置する天見川は石見川の類型指定に伴い、河川の連続性の観点から類型指定を行うとされ、当時の水質状況をもとにB類型に指定された。			未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は3～4程度で横ばいの状況である。
		石見川	A	イ		H15：飛鳥川、梅川、佐備川については、現状の利用目的より上位の類型を達成する見込みがあるとして、当時の現状水質に対応してそれぞれ、C類型、B類型、C類型に指定された。			H7以降、連続して達成している。	(既にA類型に指定されている。)	BOD年平均値は1程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
		飛鳥川	C	ロ					未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は5～6程度で横ばいの状況である。
		梅川	B	ロ					H15以降、連続して達成している。	H16以降、4年連続で達成している。	BOD年平均値は1.5程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。また、上位類型(A類型)も達成している状況である。
		佐備川	C	ロ					H15以降、連続して達成している。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は3程度で安定しているが、現時点では上位類型(B類型)の達成は見込めない。
	大和川	大和川中流	C	ハ	S45：大阪府域の大和川は、大和川中流(浅香山より上流)と大和川下流(浅香山より下流)の2水域に区分されている。大和川中流については堺市内(浅香山取水口)で上水道水源としての利用があったが、当時の水質状況を考慮してC類型、大和川下流はD類型に指定されている。	(検討対象外)		***	***	過去15年間のBOD5年間平均値は、9.2 5.9 3.9で、長期的には改善傾向がみられる。	
		大和川下流	D	ハ	(検討対象外)	***		***	過去15年間のBOD5年間平均値は、13 5.1 4.7で、長期的には改善傾向がみられる。		
	大和川 中流の 支流	東除川	C	ハ	S50：水質保全を目的としてC類型に指定	未達成の状況が続いている。		現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、19 15 9.1であり、長期的には改善の傾向がみられる。		
		西除川(1)	B	ハ	S50：西除川については、利水目的の相違から、上流部(狭山池流出端より上流)と下流部の2水域に区分し、それぞれB類型、D類型に指定	最近5年間で3年達成している。		現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、4.5 3.7 2.8であり、長期的には改善の傾向がみられる。		
		西除川(2)	D	ハ		未達成の状況が続いている。		現状では上位類型の達成は見込めない。	過去15年間のBOD5年間平均値は、16 13 9.9であり、長期的には改善の傾向がみられる。		

各水域の概要 【泉州諸河川（樫井川以北）】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】	【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】		
								現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況	【水質の変化等】 (BODの単位: mg/L)
泉州諸河川 (樫井川以北)	石津川	石津川	E 八	泉州諸河川については、石津川、大津川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川、番川、大川、東川、西川の13河川及びその支流の24水域について類型指定を行っている。	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定 H4: 石津川の支流である和田川は水質保全を目的としてC類型に指定	泉州諸河川では、多くの河川で農業用水としての利水があるほか、一部の河川では上水道水源として利水がある。	<p>泉州諸河川のうち、<b>樫井川以北の河川は</b>いずれも中流・下流域が市街地化した河川であるが、他の流域と比べて生活排水対策の進捗が遅れているため、現状水質の状況等から上流部や支川を除き、現在はDまたはE類型に指定されている。しかしながら、これらの河川についても近年は、身近な河川としての注目度も高まりつつあることから、より良い水質を目指して、<b>上流部及び支川はB類型以上、下流域は魚の生息に良好とされる類型(C類型以上)の達成・維持を目標とすべき水域</b>である。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>石津川、大津川下流、春木川、津田川、近木川下流、見出川、佐野川、樫井川下流の8水域は、現在、DまたはE類型である。上流部または支川の水域である7水域は既にB類型以上となっている。和田川はC類型になっている。</p>	平成15年度以降は、連続して達成している。	最近5年間で3年達成している。	過去15年間のBOD5年間平均値は、13 9.0 6.5で、長期的には改善傾向がみられる。最近5年間は上位類型(D類型)も概ね達成が見込まれる状況にある。
	の石支津川	和田川	C 八					このうち、特に、津田川、見出川、佐野川など泉州中部の河川は、他の地域と比べて下水道整備が遅れている。	S48: 大津川は、上水道水源としての利用があったことから、その取水口から上流部(大津川上流)及びその支川である牛滝川、松尾川、横尾川はB類型に指定、父鬼川は当時の良好な水質の保全を目的としてA類型に指定、大津川の下流部(高津取水口より下流)については、水質保全を目的としてD類型に指定	空間利用はあまりされておらず、主としてコンクリートブロック護岸が施工されており画一的な河川景観の河川が多いが、市民団体等により様々な河川愛護活動が行われている河川もみられる。
	大津川	大津川上流	B 口	男里川以南の河川のうち、特に番川以南の4河川は流域人口も少ない。	(その後、S55.6に大津川の水質悪化のため、上水道水源としての取水は停止(S61.9浄水場廃止)されたが、類型は改定されていない。)	緑豊かで美しい環境と景観の保全創出、生物の多様性の確保等からの安全性にも十分配慮した整備など身近な河川の自然に触れ合えるよう親水性に配慮した川づくりが検討されている。				
		大津川下流	D 八					平成15年度以降は、連続して達成している。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は6程度で横ばいの状況となっている。
	大津川の支川	牛滝川	B 八	父鬼川	A イ	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定		未達成の状況が続いている。	(既にA類型に指定されている。)	過去15年間のBOD5年間平均値は、6.8 4.6 2.8であり、長期的には改善傾向がみられる。
		松尾川	B 八							過去15年間のBOD5年間平均値は、8.0 5.0 3.7であり、長期的には改善傾向がみられる。
		横尾川	B イ							過去15年間のBOD5年間平均値は、7.5 6.0 4.1であり、長期的には改善傾向がみられる。
		父鬼川	A イ							過去15年間のBOD5年間平均値も1.5程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
	春木川	春木川	E 八	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定	E 八	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定		平成14年度以降は、連続して達成している。	連続して達成	過去15年間のBOD5年間平均値は、19 11 6.3であり、長期的には改善傾向がみられる。
	津田川	津田川	E 八					最近5年間で、4年達成している。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は8程度で横ばいの状況となっている。
	近木川	近木川上流	B イ	S48: 大阪湾に直接流入する泉州諸河川の中では比較的河川延長が長く(15~16km程度)、流域も山間部から市街地まで多様であることから、上流及び下流の2水域に区分し、上流域についてはB類型、下流域についてはE類型に指定	E 八	S48: 大阪湾に直接流入する泉州諸河川の中では比較的河川延長が長く(15~16km程度)、流域も山間部から市街地まで多様であることから、上流及び下流の2水域に区分し、上流域についてはB類型、下流域についてはE類型に指定		未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は2程度で安定している。
		近木川下流	E 八							平成15年度以降は、連続して達成
	見出川	見出川	E 八	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定	E 八	S48: 水質保全を目的としてE類型に指定		未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は11程度で横ばいの状況となっている。
	佐野川	佐野川	E 八							平成15年度以降は、連続して達成している。
	樫井川	樫井川上流	B イ	S48: 大阪湾に直接流入する泉州諸河川の中では比較的河川延長が長く(15~16km程度)、流域も山間部から市街地まで多様であることから、上流及び下流の2水域に区分し、上流域についてはB類型、下流域についてはE類型に指定	E 八	S48: 大阪湾に直接流入する泉州諸河川の中では比較的河川延長が長く(15~16km程度)、流域も山間部から市街地まで多様であることから、上流及び下流の2水域に区分し、上流域についてはB類型、下流域についてはE類型に指定		未達成の状況が続いている。	現状では上位類型の達成は見込めない。	BOD年平均値は5程度となっている。
樫井川下流		E 八	平成16年度以降は、連続して達成				BOD年平均値は6~7程度となっている。			

各水域の概要 【泉州諸河川（男里川以南）】

水系	区分等	水域名	【現在の類型】		【水系の概要】	【類型指定の経緯】	【利用状況の変化等】	【"目指すべき類型"】 【現在の類型との比較】	【水質の状況の変化】				
									現在の類型 達成状況	上位類型 達成状況	【水質の変化等】 (BODの単位：mg/L)		
泉州諸河川（男里川以南）	男里川	男里川	A	イ	S48：上水道水源としての利用目的等からA類型に指定		男里川以南の河川は、全て既にA類型に指定されている。	未達成の状況が続いている。 (既にA類型に指定されている。)	(既にA類型に指定されている。)	過去15年間のBOD 5年間平均値は、4.5 3.6 3.3であり、長期的には改善傾向がみられる。			
	男里川の支川	金熊寺川	A	イ						過去15年間のBOD 5年間平均値は、2.8 2.7 2.5で、平成元年以前（年平均値10以上）に比べると改善されたが、近年は特に改善傾向はみられない。			
		菟砥川	A	イ						過去15年間のBOD 5年間平均値は、3.3 2.9 2.9で特に改善傾向はみられない。			
		山中川	A	イ									
	番川	番川	A	イ							連続して達成している。	(既にA類型に指定されている。)	BOD年平均値も1.5程度で安定しているなど、良好な水質が維持されている。
	大川	大川	A	イ									
	東川	東川	A	イ									
	西川	西川	A	イ									



## 2-4 BOD等5項目に係る類型改定の基本的な考え方

BOD等5項目の類型指定・改定の検討については、これまで、河川の代表的な汚濁指標であるBODの水質の状況に主眼を置いて検討がなされてきたが、2-2に示したとおりBOD以外の項目の環境基準の不適合事例やその要因などを考慮し、BOD等5項目の類型指定・改定については、これまでと同様にBODに主眼を置いて検討を行うこととする。

なお、BOD以外の項目のうち、特に大腸菌群数については、環境基準の指標としての意義や対応策等についての国の検討状況等について引き続き情報収集を行う必要がある。

各水域の利用状況をみると、近年は、上水道水源や水産利用など類型ごとに掲げられているような利用目的だけでなく、遊歩道や広場といった親水性に配慮した河川空間の整備が進められ、身近な散策の場や水とのふれあいの場というような利用が重要視されるようになってきている。また、現在の類型の如何に関わらず、多くの河川で近隣の方々による清掃活動等が活発に行われるなど、府域全体として、身近な河川に対する注目度が高まっている。

このような状況から、BOD等5項目に係る類型については、従来の利用目的や水質汚濁の状況等に加え、魚が棲めるような良好な水質を目指すという観点から、府内の全ての水域についてC類型以上を目指していくことが適当である。

また、既にC類型以上となっている水域についても、水域の特性によってはより上位の類型への改定を積極的に検討すべきであり、少なくとも現在の類型より上位の類型を既に十分達成している水域については、現在の水質を保全する観点から、上位の類型に改定してその達成・維持を図ることが適当である。

なお、BOD等5項目に係る類型は、各水域の当面の水質の目標となるものであることから水質改善の状況等を考慮しながら、今後も概ね5年間隔をめでに適切に設定すべきものとする。

水質汚濁に係る環境基準については、達成期間についても定めており、生活環境の保全に関する環境基準については、各公共用水域に、概ね次の考え方により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとされている。（「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取

扱について」昭和 60 年 6 月 12 日環水管 126 号)

現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5 年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

上記以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

これにより、達成期間の区分は、原則として次のとおりとされている。

「イ」: 直ちに達成

「ロ」: 5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」: 5 年を超える期間で可及的速やかに達成(遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途)

上記を踏まえ、次の水域については、達成期間の見直しを検討するものとする。

現状で達成期間が「ロ」、「ハ」とされているもののうち、定められてから 10 年以上を経過している水域

上記のうち、特に D 類型あるいは E 類型のまま長期間変更されていない水域

以上のことから、今回の B O D 等 5 項目に係る類型改定の検討に際しては、以下を基本的な考え方とした。

**【B O D 等 5 項目に係る類型改定の基本的な考え方】**

府内の河川をより魅力あるものとするため、「全水域 C 類型以上」を目指して、近年の水質状況等をもとに、今後概ね 5 年間の目標となる類型・達成期間を示す。

現在既に C 類型以上の水域については、各水域の特徴や近年の水質状況等を考慮し、必要に応じてより上位の類型に改定する。



具体的には、

現在、DまたはE類型の水域

C類型以上への改定を目指して、近年の水質状況（上位類型の達成状況、年平均値の推移など）を考慮しつつ、できるだけ上位の類型への改定または達成期間（イ～ハ）の見直しを行う。

-1 当該水域の“目指すべき類型”に合致していない水域

近年の水質状況を考慮しつつ、より適した類型への改定や達成期間へ見直しを行う。

-2 当該水域の“目指すべき類型”に合致している水域

現状水質の保全上、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域については、上位類型に改定する。

## 2-5 BOD等5項目の類型改定検討結果

「BOD等5項目に係る類型改定の基本的な考え方」に基づき類型改定について検討を行った。検討の流れ及び考え方を次に示す。



各水系における検討結果は以下のとおりである。

#### 【淀川水系】

- ・ 船橋川、穂谷川、天野川（現在の類型はB類型八、以下同じ）  
既に当該水域の利用目的等に見合った類型であり、現時点では現状水質を考慮して、引き続き「B類型八」とし、B類型の早期達成に向けて流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要（改定なし）
- ・ 檜尾川（B類型口）  
今後も当該水域の利用目的等に見合った現在の類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、「B類型口」を「B類型イ」とすることが適当
- ・ 芥川(1)、芥川(2)、水無瀬川（A類型イ）  
既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「A類型イ」とすることが適当（改定なし）

#### 【神崎川水系】

- ・ 安威川上流、箕面川(1)、箕面川(2)、余野川、千里川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川（A類型イ）  
既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「A類型イ」とすることが適当（改定なし）
- ・ 安威川下流(1)、佐保川及び茨木川、（B類型イ）  
今後も上位類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、現状水質を保全することを目的として、「B類型イ」を「A類型イ」とすることが適当
- ・ 安威川下流(3)（C類型イ）  
当該水域の利用目的等に見合った類型（B類型）の概ね安定達成を目指して、「C類型イ」を「B類型口」とすることが適当
- ・ 安威川下流(2)、大正川（B類型口）  
今後も上位類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、現状水質を保全することを目的として、「B類型口」を「A類型イ」とすることが適当
- ・ 勝尾寺川（B類型口）  
今後も上位類型の一定程度安定した達成が見込める状況であることを考慮し、現状水質を保全することを目的として、「B類型口」

を「A類型口」とすることが適当

#### 【寝屋川水系】

- ・寝屋川（D類型八）

現在は全域を一つの水域（寝屋川）としてD類型を指定しているが、住道大橋より上流（上流部）と住道大橋より下流（下流部）を2分割し、上流部については、一部の区間で親水性に配慮した河川整備も行われていることなどから利用目的等に見合った「C類型イ」とすることが適当

下流部については、「D類型口」とし、引続きC類型以上を見据えて流入負荷の削減等の水質改善対策を進めることが必要

- ・恩智川、第二寝屋川（D類型八）

現在の類型を早期に安定して達成すべく、「D類型八」を「D類型イ」とし、目指すべき類型（C類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・古川（D類型八）

現在の類型を概ね安定して達成すべく、「D類型八」を「D類型口」とし、目指すべき類型（C類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・平野川分水路（D類型イ）

現在の類型を早期に安定して達成すべく、当面は引き続き「D類型イ」とし、目指すべき類型（C類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要（改定なし）

- ・平野川（D類型口）

現在の類型を早期に安定して達成すべく、また、隣接する平野川分水路との関係から「D類型口」を「D類型イ」とし、目指すべき類型（C類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

#### 【大阪市内河川】

- ・大川、堂島川、六軒家川、安治川（B類型イ）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引続き「B類型イ」とすることが適当（改定なし）

- ・土佐堀川（C類型八）

現在の類型を早期に安定して達成すべく、「C類型八」を「C類

型イ」とし、目指すべき類型（B類型）に向けて今後も本水域に影響を及ぼす寝屋川水系における水質改善を進めることが必要

- ・道頓堀川（B類型八）

今後も当該水域の利用目的等に見合った現在の類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、「B類型八」を「B類型イ」とすることが適当

- ・正蓮寺川、尻無川、木津川、木津川運河、東横堀川（C類型イ）

当該水域の利用目的等に見合った類型（B類型）の早期安定達成を目指して、「C類型イ」を「B類型イ」とすることが適当

- ・住吉川（C類型八）

当該水域の利用目的等に見合った類型（B類型）の概ね安定達成を目指して、「C類型八」を「B類型ロ」とすることが適当

#### 【大和川水系】

- ・石川（B類型八）

今後も当該水域の利用目的等に見合った現在の類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、「B類型八」を「B類型イ」とすることが適当

- ・千早川、石見川（A類型イ）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「A類型イ」とすることが適当（改定なし）

- ・天見川（B類型イ）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「B類型イ」とすることが適当（改定なし）

- ・飛鳥川（C類型ロ）

現在の類型（C類型）が未達成の状況であることから、当面は引き続き「C類型ロ」とし、目指すべき類型（B類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要（改定なし）

- ・梅川（B類型ロ）

今後も上位類型の概ね安定した達成が見込める状況であることを考慮し、現状水質を保全することを目的として、「B類型ロ」を「A類型イ」とすることが適当

- ・佐備川（C類型ロ）

現在の類型を安定して達成している状況から、「C類型ロ」を「C

類型イ」とし、目指すべき類型（Ｂ類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・ 東除川（Ｃ類型八）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であり、現在のタイプの概ね安定達成を目指して「Ｃ類型八」を「Ｃ類型口」とすることが適当

- ・ 西除川(1)（Ｂ類型八）

今後も当該水域の利用目的等に見合った現在のタイプの一定程度安定した達成が見込める状況であることを考慮し、「Ｂ類型八」を「Ｂ類型口」とすることが適当

- ・ 西除川(2)（Ｄ類型八）

現在のタイプを概ね安定して達成すべく、「Ｄ類型八」を「Ｄ類型口」とし、目指すべき類型（Ｃ類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

#### 【泉州諸河川】

- ・ 石津川、春木川、近木川下流（Ｅ類型八）

現在の「Ｅ類型八」を「Ｄ類型イ」とし、目指すべき類型（Ｃ類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・ 和田川（Ｃ類型八）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であり、現在のタイプの概ね安定達成を目指して「Ｃ類型八」を「Ｃ類型口」とすることが適当

- ・ 大津川上流（Ｂ類型口）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であること及び現状水質を考慮して、引き続き「Ｂ類型口」とすることが適当（改定なし）

- ・ 大津川下流（Ｄ類型八）

現在のタイプを早期に安定して達成すべく、「Ｄ類型八」を「Ｄ類型イ」とし、目指すべき類型（Ｃ類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・ 牛滝川（Ｂ類型八）

今後も当該水域の利用目的等に見合った現在のタイプの一定程度安定した達成が見込める状況であることを考慮し、「Ｂ類型八」を

「B 類型口」とすることが適当

- ・ 松尾川（B 類型八）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であり、現時点では現状水質を考慮して、引き続き「B 類型八」とし、B 類型の早期達成に向けて流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要（改定なし）

- ・ 槇尾川、近木川上流、樫井川上流（B 類型イ）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「B 類型イ」とすることが適当（改定なし）

- ・ 父鬼川（A 類型イ）

既に当該水域の利用目的等に見合った類型であることから、引き続き「A 類型イ」とすることが適当

- ・ 津田川、見出川、佐野川、樫井川下流（E 類型八）

現時点では上位類型の安定した達成は見込めないが、「E 類型八」を「E 類型イ」とし、E 類型の早期安定達成と目指すべき類型（C 類型）に向けて今後も流入負荷の削減等の水質改善を進めることが必要

- ・ 男里川、金熊寺川、菟砥川、山中川、番川、大川、東川、西川（A 類型イ）

既に当該水域に見合った類型であることから、引き続き「A 類型イ」とすることが適当

### 3. 水生生物の保全に関する項目の類型指定について

#### 3-1 水生生物の保全に関する項目について

##### (1) 水生生物の保全に関する項目の環境基準について

水生生物の保全に関する項目は、生活環境項目の一つとして設定され、水質による水生生物への影響を未然に防止する観点から維持することが望ましい水準として、「生物A」、「生物特A」、「生物B」及び「生物特B」の4類型について、以下のとおり定められている。

#### 【水生生物の保全に関する項目の環境基準（河川）】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

水生生物の保全に関する項目の類型区分については、淡水域に生息する魚介類が冷水域と温水域では異なっていることから、水温を因子として生物A及び生物Bの2つに区分されており、生物A類型の方がより良好な水質に対応するものとなっている。

また、産卵場及び感受性の高い幼稚仔等の時期に利用する水域については、それぞれ特別域の区分（生物特A、生物特B）が設けられた。

淡水域における水域類型に対応する主な魚介類は以下に示すとおりである。



【淡水域における水域類型に対応する主な魚介類】

類型	主な魚介類
生物 A	アマゴ、サツキマス、ヤマメ、サクラマス、イワナ、アメマス、カラフトマス、シロザケ、ニジマス、スチールヘッド、ヒメマス、ベニサケ、カジカ
生物 B	ウグイ、シラウオ、オイカワ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、キンブナ、オオキンブナ、コイ、ドジョウ、ナマズ、ヨシノボリ、ウナギ、ボラ、スジエビ、テナガエビ、ヒラテテナガエビ、ミナミテナガエビ、ヌカエビ、モクズガニ、マシジミ、ヤマトシジミ

水生生物の保全に関する項目は、現在は全亜鉛の1項目のみであり、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて選定された。

環境基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準として定められ、全亜鉛の濃度の年間平均値として全類型とも 0.03 mg/L 以下と定められた。

(2) 水生生物の保全に関する項目に係る類型の当てはめ状況等

水生生物の保全に関する項目について、大阪府域の河川では、大和川(全域)が環境大臣により平成18年6月に「生物B」に指定されており、淀川、神崎川及び猪名川については、現在、国において類型指定に向けた検討が行われている。

3-2 府内河川の水質等の状況について

(1) 全亜鉛濃度の測定結果

大阪府の公共用水域水質調査では、平成19年度に105河川、144地点(うち環境基準点94地点)において全亜鉛濃度の測定を実施している。

BOD等5項目について類型指定がされている水域における調査結果を全亜鉛の環境基準値(0.03mg/L)と比較すると、80水域中14水域で環境基準値を上回っている。(資料8)

環境基準値を上回っているのは、BOD等5項目の類型でみると、A類型：1水域、B類型：2水域、C類型2水域、D類型：6水域、E類型：3水域である。

【全亜鉛の環境基準値超過状況】 (平成19年度)

類型	環境基準値の超過割合(%)		
A	1 / 22 (4.5%)	5 / 63 (7.9%)	14 / 80 (18%)
B	2 / 27 (3.7%)		
C	2 / 14 (13%)		
D	6 / 10 (60%)	9 / 17 (53%)	
E	3 / 7 (43%)		

(2) 河川水温の測定結果

水生生物保全に関する項目の類型区分については、淡水域に生息する魚介類が冷水域と温水域では異なっていることから、水温を因子として大きく2つに区分(生物A、生物B)されている。

府域の河川の水温の平成15～19年度の測定結果を資料9に示す。

平成15～19年度の5年間の水温の測定結果の概況は以下のとおりで、寝屋川水系及び大阪市内河川の最低水温、平均水温が他の水系に比べて高い傾向にある。

淀川水系	: 最低0.3	、 最高37	、 平均水温17.2
神崎川水系	: 最低0.3	、 最高35	、 平均水温16.9
寝屋川水系	: 最低3.4	、 最高35	、 平均水温19.8
大阪市内河川	: 最低6.0	、 最高31	、 平均水温18.3
大和川水系	: 最低1.2	、 最高34	、 平均水温17.2
泉州諸河川	: 最低0.4	、 最高39	、 平均水温17.6

(3) 府内河川に生息している魚類について

水生生物生息状況に係る調査等についての資料の情報をもとに、府内河川の確認魚類等について水域ごとにとりまとめた。(資料10)

これによると、オイカワ、ギンブナなどの暖水性の魚類が府内のほとんどの水域で確認されているが、冷水性の魚類であるアマゴやアカザが確認されている水域や、大阪府レッドデータブックの絶滅危惧種であるカジカやアジメドジョウなどが確認されている自然環境が十分に保全されている水域もある。

### 3-3 水生生物の保全に関する項目の類型指定の基本的な考え方

府域の河川は、水温や確認魚類などから、基本的には暖水性の魚類の生息環境と考えられ、生物B類型が適当な水域である。

しかし、猪名川の支流など、上流域には水質が非常に良好で豊かな自然環境を有しており、冷水性の魚類や大阪府域では希少とされる魚類も生息できる環境を有する水域もある。

また、BOD等5項目の類型区分では、C類型以上が魚類の生息に適したものとされている。

以上のことから、水生生物の保全に関する項目の類型指定の検討に際しては、以下を基本的な考え方とした。

#### 【水生生物の保全に関する項目に係る類型指定の基本的な考え方】

流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。

- ・ 上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
- ・ BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
- ・ 冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
- ・ 冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

なお、現在D類型又はE類型の水域についても引続き水質の状況を確認するとともに、必要に応じて水生生物の調査を実施するなど水生生物に関するデータを集積することが必要である。

### 3-4 水生生物の保全に関する項目の類型指定検討結果

「水生生物の保全に関する項目に係る類型指定の基本的な考え方」に基づき、水生生物の保全に関する項目の類型指定の検討を行った。その結果は以下のとおりである。(資料11)

「生物A」類型に指定する水域(9水域)

流域に豊かな自然環境を有し、BODがA類型の環境基準を十分達成しているとともに、冷水性であるますの漁業権の設定状況、冷水性の

魚種や希少種の生息する可能性などから、下記の9水域については、生物A類型に指定する。

【淀川水系】(2水域)

芥川(1)、水無瀬川

【神崎川水系】(6水域)

安威川上流、箕面川(1)、余野川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川

【大和川水系】(1水域)

石見川

「生物B」類型に指定する水域(50水域)

以外で、BOD等5項目の類型が魚類の生息に適したC類型以上の水域について生物B類型に指定する。

【淀川水系】(5水域)

船橋川、穂谷川、檜尾川、天野川、芥川(2)

【神崎川水系】(8水域)

安威川下流(1)、安威川下流(2)、安威川下流(3)、佐保川及び茨木川、大正川、勝尾寺川、箕面川(2)、千里川

【寝屋川水系】(1水域)

寝屋川(1)

【大阪市内河川】(12水域)

大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、安治川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川

【大和川水系】(8水域)

石川、千早川、天見川、飛鳥川、梅川、佐備川、東除川、西除川(1)

【泉州諸河川】(16水域)

和田川、大津川上流、牛滝川、松尾川、槇尾川、父鬼川、近木川上流、櫻井川上流、男里川、金熊寺川、菟砥川、山中川、番川、大川、東川、西川

#### 4. まとめ

河川水質環境基準に係る類型については、以下のとおり改定又は指定することが適当である。

水系	水域名	BOD等5項目 類型改定案	水生生物項目 類型指定案	
淀川水系	淀川下流(1)	B八	***	
	淀川下流(2)	Cイ	***	
	船橋川	B八	生物B	
	穂谷川	B八	生物B	
	檜尾川	B口 Bイ	生物B	
	天野川	B八	生物B	
	芥川(1)	Aイ	生物A	
	芥川(2)	Aイ	生物B	
	水無瀬川	Aイ	生物A	
神崎川水系	神崎川	B口	***	
	安威川上流	Aイ	生物A	
	安威川下流(1)	Bイ Aイ	生物B	
	安威川下流(2)	B口 Aイ	生物B	
	安威川下流(3)	Cイ B口	生物B	
	佐保川及び茨木川	Bイ Aイ	生物B	
	大正川	B口 Aイ	生物B	
	勝尾寺川	B口 A口	生物B	
	猪名川上流	B八	***	
	猪名川下流(2)	Dイ	***	
	箕面川(1)	Aイ	生物A	
	箕面川(2)	Aイ	生物B	
	余野川	Aイ	生物A	
	千里川	Aイ	生物B	
	田尻川	Aイ	生物A	
	一庫・大路次川	Aイ	生物A	
	山辺川	Aイ	生物A	
	寝屋川水系	寝屋川	寝屋川(1)：住道大橋より上流	D八 Cイ
寝屋川(2)：住道大橋より下流			D口	***
恩智川		D八 D口	***	
古川		D八 D口	***	
第二寝屋川		D八 Dイ	***	
平野川分水路		Dイ	***	
平野川		D口 Dイ	***	
大阪市内河川	大川	Bイ	生物B	
	堂島川	Bイ	生物B	
	土佐堀川	C八 Cイ	生物B	
	道頓堀川	B八 Bイ	生物B	
	正蓮寺川	Cイ Bイ	生物B	
	六軒家川	Bイ	生物B	
	安治川	Bイ	生物B	
	尻無川	Cイ Bイ	生物B	
	木津川	Cイ Bイ	生物B	
	木津川運河	Cイ Bイ	生物B	
	住吉川	C八 B口	生物B	
	東横堀川	Cイ Bイ	生物B	

水系	水域名	BOD等5項目 類型改定案	水生生物項目 類型指定案
大和川水系	石川	<b>B八 Bイ</b>	<b>生物B</b>
	千早川	Aイ	<b>生物B</b>
	天見川	Bイ	<b>生物B</b>
	石見川	Aイ	<b>生物A</b>
	飛鳥川	C口	<b>生物B</b>
	梅川	<b>B口 Aイ</b>	<b>生物B</b>
	佐備川	<b>C口 Cイ</b>	<b>生物B</b>
	大和川中流	C八	生物B
	大和川下流	D八	生物B
	東除川	<b>C八 C口</b>	<b>生物B</b>
	西除川(1)	<b>B八 B口</b>	<b>生物B</b>
	西除川(2)	<b>D八 D口</b>	***
泉州諸河川	石津川	<b>E八 Dイ</b>	***
	和田川	<b>C八 C口</b>	<b>生物B</b>
	大津川上流	B口	<b>生物B</b>
	大津川下流	<b>D八 Dイ</b>	***
	牛滝川	<b>B八 B口</b>	<b>生物B</b>
	松尾川	B八	<b>生物B</b>
	槇尾川	Bイ	<b>生物B</b>
	父鬼川	Aイ	<b>生物B</b>
	春木川	<b>E八 Dイ</b>	***
	津田川	<b>E八 Eイ</b>	***
	近木川上流	Bイ	<b>生物B</b>
	近木川下流	<b>E八 Dイ</b>	***
	見出川	<b>E八 Eイ</b>	***
	佐野川	<b>E八 Eイ</b>	***
	檜井川上流	Bイ	<b>生物B</b>
	檜井川下流	<b>E八 Eイ</b>	***
	男里川	Aイ	<b>生物B</b>
	金熊寺川	Aイ	<b>生物B</b>
	菟砥川	Aイ	<b>生物B</b>
	山中川	Aイ	<b>生物B</b>
	番川	Aイ	<b>生物B</b>
	大川	Aイ	<b>生物B</b>
	東川	Aイ	<b>生物B</b>
西川	Aイ	<b>生物B</b>	

淀川、神崎川、猪名川、大和川については、国が類型指定を行うため、今回の検討対象外である。

なお、今後の類型指定に関する検討にあたっては、以下の事項に留意する必要がある。

( 留意事項 )

今回の類型改定は、今後、概ね5年間の目標となる類型・達成期間について検討を行ったものであり、これらの類型は、各水域の水質の状況や水辺環境の整備状況等の変化に即応したものであることが望ましいことから、今後も、概ね5年ごとを目途に検討を行うことが適当である。

生活環境の保全に関する項目のうち、特に、大腸菌群数については、環境基準の指標としての意義や対応策等についての国の検討状況等について引き続き情報収集を行う必要がある。

水生生物の保全に関する項目について、BOD等5項目に係る類型指定がD類型又はE類型の水域についても引続き水質の状況を把握することが必要である。

今後も、水生生物の生息状況など水生生物に関するデータを集積することが必要である。